

首都直下地震対策特別措置法に基づく首都中枢機能維持基盤整備等計画

首都中枢機能維持基盤整備等計画について

○基盤整備等区域内等※の地方公共団体が作成

※ H26.3.28指定の地区等：千代田区、中央区、港区、新宿区、東京都

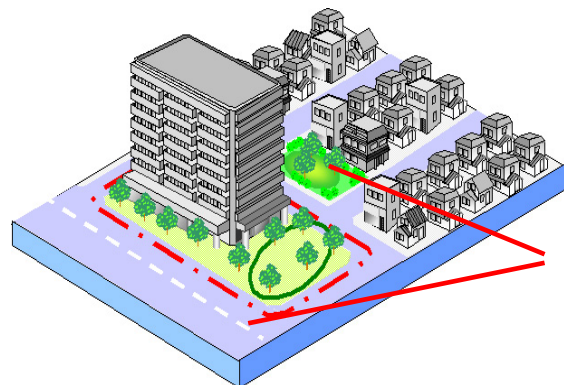
○首都中枢機能の維持等に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を内閣総理大臣が認定し、ライフラインやインフラ施設の整備等基盤等基盤整備事業に係る開発許可等の特例、備蓄倉庫等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法※の適用等が可能

※ 都市再生緊急整備地域外でも、基盤整備等区域内であれば活用可能

認定を受けた際の特例措置のイメージ

○開発許可の特例、土地区画整理事業の認可の特例、市街地再開発事業の認可の特例

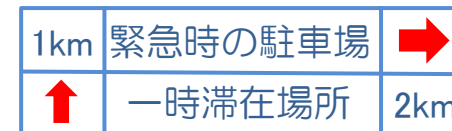
(例) 公共施設等の整備(道路の拡幅、公園の整備等)



まちづくりと併せた
緊急輸送のための道路の拡幅
・公園の整備

○道路の占用の許可基準の特例

(例) 緊急輸送確保のための看板・標識の設置



○都市再生特別措置法の適用

(例) 容積率規制の緩和により、
備蓄倉庫・非常用発電設備室等の設置

